

令和 6 年 第 5 回 太 良 町 議 会 （ 定 例 会 第 4 回 ） 会 議 録 （ 第 4 日 ）									
招集年月日		令和 6 年 12 月 6 日							
招集の場所		太 良 町 議 会 議 場							
開閉会日時 及び 宣 告		開 議	令和 6 年 12 月 13 日			9 時 30 分	議 長	江 口 孝 二	
		閉 会	令和 6 年 12 月 13 日			11 時 4 分	議 長	江 口 孝 二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席 11 名 欠席 0 名		議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
		1 番	大 鋸 美 里		出	7 番	竹 下 泰 信		出
		2 番	森 田 政 則		出	8 番	田 川 浩		出
		3 番	峰 正 雄		出	9 番	所 賀 廣		出
		4 番	江 口 孝 二		出	10 番	川 下 武 則		出
		5 番	山 口 一 生		出	11 番	坂 口 久 信		出
		6 番	待 永 るい子		出				
会議録署名議員		2 番	森田 政則		3 番	峰 正雄		5 番	山口 一生
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長)			(書記)				
		今 泉 哲 也			下 川 慎 二				
地方自治法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	永 淵 孝 幸		環 境 水 道 課 長			川 崎 和 久		
	副 町 長	毎 原 哲 也		農 林 水 産 課 長			片 山 博 文		
	教 育 長	岡 陽 子		税 務 課 長			羽 鶴 修 一		
	総 務 課 長	津 岡 徳 康		建 設 課 長			安 本 智 樹		
	財 政 課 長	西 村 芳 幸		会 計 管 理 者			森 川 陽 子		
	企画商工課長	萩 原 昭 彦		学 校 教 育 課 長			與 猶 正 弘		
	町民福祉課長	田 崎 哲 次		社 会 教 育 課 長			西 田 一 夫		
	健康増進課長	中 溝 忠 則		太 良 病 院 事 務 長			井 田 光 寛		
議 事 日 程		別 紙 の と お り							
会議に付した事件		別 紙 の と お り							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							

令和6年12月13日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第67号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第68号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第70号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第6 議案第72号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第7 議案第73号 令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第74号 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第75号 令和6年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第76号 令和6年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 閉会中の付託事件について

午前9時30分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第67号

○議長（江口孝二君）

日程第1．議案第67号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第67号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第2 議案第68号

○議長（江口孝二君）

日程第2. 議案第68号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第68号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第69号

○議長（江口孝二君）

日程第3. 議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第69号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第70号

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議案第70号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

議案第70号につきましては、町長の提案理由の中では上限90日を180日とすることを改正するとしてあります。議案第70号につきましては、ここにありますとおりに第16条の中でただし書を加えるということになっております。町長説明の中では時間だけ触れてありますけれども、中身についてもこのように当該疾病が高血圧、動脈硬化性の心臓病、その他慢性疾患で、規則で定めるものであるときは休暇を180日以内とするということで変わっておりますけれども、提案理由とこの中身が違う理由について伺いたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

提案理由につきましては、病気休暇について長期の療養を要する場合に対応するためというふうな提案理由をしているところでございますけれども、この長期の療養ということにつきましては、規則で定める病気について長期の療養を要するものというふうに定める予定でございます。この条例を可決していただいた段階で規則の改正に進むわけでございますけれども、その規則の中で定める予定としております長期の療養につきましては、悪性新生物、慢性の肝臓疾患、慢性の腎臓疾患、糖尿病、この4つの疾患につきましては90日では疾病が治癒する見込みが低いということで、180日の幅を持たせた改正をするというような趣旨で改正をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

先ほどから言いましたとおり、町長提案の理由の中にはこの16条のただし書を加えるということには触れてないんですよ。ただ、病気休暇が90日から180日に変わったということだけを触れてありますので、町長答弁の中でもう少し詳しくその辺については説明をするべき

ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

町長の提案理由のところでは、ほんの改正の概要だけを説明をさせていただいているというところで、個別に詳しく説明をすると町長説明がいたずらに長くなる可能性がありましたので、少しここをまとめた形で町長の提案理由をさせていただいた部分があります。その辺につきまして伝わりにくいというふうな御指摘でございますので、今後そういったところは分かりやすくなるように、町長の提案理由につきましては作成していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

まとり過ぎてるんじゃないかなというふうに思いますので、今後ぜひもう少し詳しく触れていただきたいと思います。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第70号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第71号

○議長（江口孝二君）

日程第5．議案第71号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第71号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第72号

○議長（江口孝二君）

日程第6．議案第72号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（大鋸美里君）

19ページの7、野犬対策費についてですが、犬、猫不妊の去勢手術費用で補正が上がっておりますが、数が増える見込みというところだとは思いますが、犬、猫のその対象、飼っている犬、猫なのか、それとも猫だったりすると飼われてない猫も対象になるのか、その辺を詳しく教えてください。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

今回、補正に計上させていただいている予算の中身につきましては、飼い猫と飼い主のいない猫と飼い犬の3種類でございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

飼い猫と飼われていない猫も対象になるということで、猫は保護の対象にはなっていないというところでよろしいですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

猫につきましては、飼い猫、飼い主のいない猫、両方について対象になっています。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

お聞きしたのは、町民さんのほうから猫を飼えないけど不妊手術、去勢手術をするにはどうしたらいいかということもお尋ねがあったもので、確認をしたところでした。例えば、飼われてない猫をする場合はどのような申請手続きをしたら、誰がするとか、そういうのはあるのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

飼い主のいない猫につきましては、その区で代表とされている方が申請をいただいて、その不妊、去勢の手術につきましてはその中の代表者以外の方でも構いませんので、申請に基づいて行っていただければと思います。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

16ページ、一番下の総合福祉保健センターの管理料のところで指定管理料の補正が上がっておりますけれども、この内容についてお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

しおさい館の委託料の中の経費に含まれる電気料金の改定によるものです。

以上です。

○6番（待永るい子君）

幾つか委託をしてある事業があると思いますけれども、ほかの委託をしてあるところからは上がってなくて、しおさい館だけ上がってるんですけれども、委託をするときにそういうのを含めて委託をしてあるのか、それとも光熱費とか、そういうのは外して委託をしてあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

指定管理につきましては、個別に特段の理由があるかもしれませんが、私の知識上では基本的には委託料の中に光熱水費も含めて当初の契約で結ぶものと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

締結のいろいろ決まりもあってそうされているのかも分かりませんが、光熱費とかこれから多分上がっていくだろうと予想されてる中で、委託先の努力、そういうのを求めるにある程度してくださいねって言っても、現実自分たちが払わないといけないってなったときは一所懸命節電すると思うんですけど、大本こんだけだって言われたらその辺のところがどうなのかなと思って、今後は節約できるところは少しずつでも節約をしていかないといけないんじゃないかなと考えて、その辺のところはどう考えてありますか。

○町長（永淵孝幸君）

電気料金、水道料、いろいろもろもろな施設の使用料とか利用料については、これは当然その施設を管理する人が必要最小限に抑えるような努力をせにゃいかんと思うわけですね。ですから、今、保健センターだけじゃなくて、庁舎含めていろいろ指定管理にも出しておりますので、そういったところはそういう努力をしてもらうように指導もしていきたいと、こ

のように思います。

以上です。

○8番（田川 浩君）

補正予算書の14ページ、下のほうに報償費、交際費、需用費とありまして、合併記念式典のですけど、町長の提案理由の説明では来年の3月20日に太良町の合併70周年記念式典を開催するということを言っておられましたけれど、まずこの開催される場所と大体何人ぐらいい呼ばれる予定なのか、そういった規模、そういうのを大体のところでいいので、今決まっている範囲でよろしいですので、教えてもらえればと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

合併の70周年記念式典の場所につきましては、自然休養村管理センターの大ホールを予定をいたしております。規模につきましては、その施設の収容人員にどれだけ埋まるかなんですけれども、あふれるほどは来者者はないのかなとは思いますが、あそこの収容人員で足りるぐらいの規模になるのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

それと、ここにある報償費、報償金30万円と食糧費というのが175万4,000円上げてありますけれど、この内容、何を想定されてこれを上げているのか、これはいかがでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

合併記念式典の報償金につきましては、町政功労者の表彰をする予定でございまして、そのときの副賞といたしまして、今のところ太良はっぴーカード会の商品券を想定をいたしております。受賞者は今からピックアップしていくわけですが、60人を想定いたしまして、1人5,000円のはっぴーカードということで、60人掛ける5,000円で30万円という積算で計上させていただいております。

交際費につきましては、1万円、これは太良町合併70周年記念式典の中で陸上自衛隊の第4師団の音楽隊をお呼びすることにしております。そのときのお茶代ということでございます。

それと、食糧費でございますけれども、これも陸上自衛隊の第4師団の音楽隊が来ていただきますので、お弁当を差し上げようと思って予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

太良町の場合、昭和30年に合併をしたと思いますけれど、それから70年ということは、来年は昭和に直すと昭和100年ということで、何か昭和生まれの私としましても感慨深いもの

がございますけれど、この式典の内容ですけれど、いろいろ考えてはいらっしゃると思います。例えば、スライドでこの70年のビデオを流されたりとか、いろいろ講演をやるとか、そういったメインどころっていいですか、そこら辺の構想は今どうなって、お考えの段階でもいいんですけれど、どうなっているのか、いかがでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

式典の内容につきましては、町政功労者の表彰がメインの柱になるところでございますけれども、それ以外につきましてはまだ白紙の状態でございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

補正予算書の4ページの上のほうになりますけれども、商工費という欄がありますが、具体的にどういう内容か教えていただけますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

4ページの商工費の内容ですけれども、主に商工に関する経費、あと観光に関する経費をここで上げております。また、補正につきましては別紙のほうで詳細を計上させていただいております。

以上です。

○2番（森田政則君）

昨年の予算書と比べたら大分、1億円近く減ってるように思いますが、内訳を教えてください。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

経済対策の商品券の配布事業等が該当すると思われます。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

おはようございます。

大鋸議員さんの野犬の質問と関連ですけれども、19ページの野犬対策費に70万円ほど上がっておりますけど、最近山に行ってもイノシシとかアナグマ等には会うとですけど、なかなか野犬には会ったことがないんですけど、今も野犬というのが捕獲されているのか、その辺をお願いします。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

野犬につきましては、町民の方からそういった情報を得た場合、うちのほうで県のほうに

野犬の捕獲のプロの方もいらっしゃいますので、そういった方たちのサポートを得ながらおりなどを設置して、捕獲のほうはいたしております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

それでは、現在は今、野犬はいないというふうな認識でいいのでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

私の担当課のほうには野犬が今この辺にいますとか、そういった情報は来ておりません。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

野犬も少しはいてくれたほうが、イノシシとかアナグマとか、そういうものを食べるので、全くいないような現状になったから今イノシシとかアナグマ等が増えたと、私はそう思っているんですけど、とにかく人に危害を加えるようなことがあればもう絶対捕獲しなければいけないと思いますけど、見て見ぬふりじゃないですけど、その辺はよろしく願いしときます。

○6番（待永るい子君）

15ページの移住・定住のための補助金が増額をされておりますけれども、今後の所要額を見込んで補正を上げてることが説明でありましたが、どれくらいの数の予想をしてあるのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現在、改修案件が7件実績でございます。既に問合せ、申請等の電話等で聞き取りをしましたところ、今年度中にそういう改修を行う予定があるということで、具体的に相談が起っている件数が改修が3件、家財処分が1件ということで情報を得ておりますので、それに該当する分の経費を今回計上しているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

改修とそれからその処分のおおのの金額は幾らずつですかね。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

家財処分が1件、10万円です。利用者改修補助、売買の件が3件で550万円。仲介手数料が合計5件で25万円。先ほど申し上げました家財処分が10万円で、トータルの585万円が今現在つかんでるところの金額でございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

改修とか問合せがあっているということでしたが、それは間違いなく来ますよという前提の下の改修とか、そういうことですか。それとも、不発に終わったとか、そういうことも過去にはあるんでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現在、担当におきまして電話とか面談にてその辺の確認をしております。ただ、こういうケースにつきまして、不測の事態でやむなくその年度に実際行えなかったケースも過去にはあるようでございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

補正予算書の15ページ、今のページの一番下、戸籍総合システム改修委託料ということで100万円ほど上がっておりますけれど、町長の提案理由の説明のほうで国の戸籍情報システム標準仕様書の改訂に伴う国籍、地域対応を行うために改修すると。それに要する経費であるということでしたけれど、この戸籍情報でその国籍、地域対応というのはどういうことなのか。分かりづらかったので、まずここはどういった理由があって国籍、地域対応というのが必要になったのかというのはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

今回の補正の分に関しましては、戸籍システムの仕様書の改訂に伴うものでありまして、戸籍の身分事項に配偶者の国籍、例えばブラジルとだけ記載していた分に関してブラジルの地域のサンパウロ州まで身分事項のほうに記載するシステムの変更に伴うものでございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

分かりました。

配偶者のところに必要だということで分かりましたけれど、具体的にその標準仕様書の中でどういったふうな改訂があるのか、今までとどう違うのか、例えば1つ括弧が増えるとか、体裁ですよ。それはどういった感じで変わるんでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

戸籍の中の表示項目の枠が1つ増えるのではなく、身分事項欄に国籍とプラス新規で作る戸籍から国籍プラス地域名が表示される改正の分でございます。

以上です。

○8番（田川 浩君）

そしたら、要項といいますか、そこが増えるということですよ。分かりました。

そしたら、それに関連してですけど、今その戸籍情報システムというのは標準化が全国行われていると思いますけれど、これは来年、令和7年度までに移行してくれというのが目標だったと思うんですけど、本町は今どの段階であるのか、まだ途中であるのか、移行してしまったのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

戸籍システムの標準化に関しましては、順次準備をしているところでありまして、今年度末から振り仮名対応の分に関しても導入の予定をしております。振り仮名の対応の分に関しては、7年度中の作業になる予定です。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

同じく、この戸籍総合システムの改修委託料についてでございますけれども、これにつきましては一般財源で改修をするようになってますけれども、国のシステムですので、当然国、県の支出金で賄うべきだというふうに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

現在のところ、財源につきましては国、県等の補助はないと確認しております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

システムの改修を求められているわけでしょう。ですから、当然、先ほど言いましたように、国、県からの支出金で賄うべきだというふうに思いますけれども、それについての国、県からの説明はどうなっているのか伺いたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

まず、国からの指導に基づいてこういう改修とかするときは、私は当然国がもつべきだと思うわけですよ。しかし、こういったことはたまたま見受けられます、聞いて。ですから、そういったことを担当、県あたりを通じてもっと強力に、こういった国からの指導とかあるときは、国が財源を100%と言わないけれども、幾らかは出してくださいというごたごたは言うていかにやいかんと思うわけですね。ですから、そこら辺は担当も普通にお話をしているとしますけども、今後こういった問題が、今でも過去にも出ておりますので、そこら辺も私も国会議員の先生方とかにもお願いしながら、いろんな面で相談はしていますし、また今後こういったところは強力にお願いをしていきたいと、このように思います。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

ぜひそういうことで上部のほうに要求していただきたいというふうに思います。

○10番（川下武則君）

22ページの道路維持費の1,000万円組んである中で、町道のり面伐採と町道維持補修事業の、これは場所的に何か所ぐらいか、それをどこなのか、そこら辺を教えてください。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

のり面伐採、路肩清掃に一応200万円計上をさせていただいておりますけども、場所的には現在、令和3年、5年、6年とまだ要望があつて、12地区ほどあります。その中で担当課のほうで調査をして、緊急性のあるところを今回計画をする予定でございます。町道維持補修の800万円につきましては、今年度予定を計画をしておりました事業について、2024年問題の働き方改革等によって労働、賃金、労務費の4週8休導入に伴って経費が加算しておりますので、その分と物価高騰に対して今年度分の予算が不足するという事で、今回800万円上げさせていただいております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

予算の組立て自体は分かったんですけど、毎年同じようなことを言ってるんですけど、オレンジ海道ののり面が特に御手水から上のほうが、竹がかなり10メートルぐらい上から来てるんですけど、1回ぐらいは3月予算のあれでもいいんですけど、上まで1回きれいに切り落とすといいますか、その区間をずっとやったらというふうにいつも申し上げてるんですけど、そこら辺はどうお考えですか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

現在、清掃業務を発注しておりまして、そこが里の上がりから農道の取付けまでの分の清掃業務が、もう三里、御手水区では厳しいということで要望書をいただいておりますので、その区間は毎年清掃は出しておりますけども、当然その竹が、その分は道路自体には直接は影響がないわけなので、個人受益者さんとか、そういうのをお願いするしかないのかなと。当然、道路のほうにかぶったりとかすれば町のほうでも計画をしなくちゃいけないんですけど、そういうところはどこでも見受けられるので、要望が出ればその現場を見て、そのとき緊急性を見ながらしている状況でございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

ここで申し上げるのもどうかと思ったんですけど、実は今年のながせのときも一緒なんですけど、直接私のほうに電話が来て何とかしてくれんかということで、いろんな依頼があつてうちの作業員さんをお願いして、そんなにいっぱいじゃないんですけど、5本とか10本とか道路のほうに来て、もし事故でもあったらうまくないなということで、しょっちゅうしてるものですから、できれば1回、のり面のほうを町の予算で切っとけば大分違うんかなと

思って今提案してるんですけど、できればそこら辺もたまには、課長も家も近くだと思っ
て、1回は見とってもらえれば幸いかと思います。よろしくお願いします。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

その件については、今後現場とかを再確認をしながら検討はしていきたいと思っ
ています。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

補足しますけれども、台風が来て竹とか樹木が倒れたとか、そして道路が通れないとか、
そういうことはたまに要望が出てきます。ですから、そういったことを含めて我々も、建設
課は特に道路パトロールしながら危険性のあるところは重点的にやっていると思います。そ
れで、地元からそういった要望等が出て来ないと分からない部分もありますので、そこら
辺は区長会等を通じてお願いをしております。最近、前回峰議員からも一般質問でありまし
たけれども、高齢化したために道路維持がかなり厳しいというお話も聞いております。で
すから、こういったところは事故等がないように、対応は町のほうでちゃんとしていかにや
いけないと要望もしておりますので、そういった対応をしていきたいと。

ただ、先ほど言いましたように、上のほうまでして、竹が15メートルぐらいあつとか、倒
れたって道路には影響はないと、そこまではしきらんよというお話でありますので、そこ
ら辺については受益者の方が見てもらわんと、滞りもなく上までとなってもいけませんので、
そこら辺はさっき言いますように、現場等を勘案しながら対応をしていくようにしたいと思
います。

以上です。（「よろしくお願いします。関連」と呼ぶ者あり）

○11番（坂口久信君）

今町長も言われましたけど、担当課長が200万円ぐらいで、例えば十分じゃなかった。今
話ば聞きおれば、何件かあって、その中のじゃあ200万円ぐらいでどうもでくるような状況
じゃなかとばってんね、3年も幾らも待たせてというような状況が耳に聞こえてくるわけね。
町長は、そがんとは十分予算的にはつけてよかよというようなことを言われとつとに、あん
た思い切って町長がびっくりするぐらいの予算ばつけて、処理するべきは処理せんぎと、も
う3年も幾らも待ってしよったっちゃどぎゃんもされんたい。そこんにきば相手の気持ちに
もなって、ぜひ早めに、待たすつとも1年ぐらいなら私も言うとはばってん、そこはちゅう林
もあつたり、そういう状況もあつたりとか、いろいろあっけんが少し待つとけばよかつちや
なかねって。1年ぐらいは待たんばって、それが普通よって言うばってん、3年も待たるつ
と誰でん言いとうなるんじゃなかね。

町長、予算な幾らでんって変な言い方ばってん、そぎゃん思っ。太良町は困つとりやせ

んというふうな状況もあつとやけん、担当課は町長の顔色をうかがってそういう予算の執行とかなんとかせんで、そういう思い切ってつければどがんかなと思いますけれども、どがんですか。

○町長（永淵孝幸君）

金はどぎゃしこでもあるわけじゃなかとですけども、区から申請が、要望があつて動く事業と、町道を見て回って舗装が悪いとかとなつたときは、これは区の要望だけじゃなくて、交通事故とか、いろいろなもろもろのことを考えれば、そこはもう町で計画を持って予算化して修理をしていくとか、そういう区分的なもんもございます。ですから、担当課あたりにも区長さんからの要望で今はいっぱい多分手が回らない部分もあるかも分かりませんが、確かに私も見て回って、あそこの例えば舗装、物すごく路面の悪かばってんどがんしよつとかなという話もしております。それで、いやそこはするごと計画はしておりますけれども、まだ要望があつている分を急いでおりますのでという話がありますので、できるだけ緊急性の高いようなところは早急に取り組んでいくような指導をしていきたい、このように思います。

以上です。

○11番（坂口久信君）

町長、十分分かつとですよ。ただ、3年間も幾らもというごた格好で、今担当課に道路じゃなくてその伐採のほうの陳情はどのぐらい、例えば来ておるのか。その中の処理できてない部分がどのくらいあるのか、その辺ば教えてくれん。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

伐採の要望ですけども、令和6年度で、11月末までで、路肩補修だったり道路改良だったり全部の伐採とか、全部で32件、現在要望があつております。そのうちの10件が伐採の要望でございます。先ほども申しましたけども、残が12地区あつて、一部施工してる地区もあります。ただ、まだ道のほうには直接かかってないというのも当然ありますので、その分は保留にしている分も含めて12地区ということで、現在その伐採要望が残っているのは12地区でございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

まだ12地区もあつとは、それはいろんな状況もあつし、我々は分かつとばつてんが、地元になれば高齢者になってしもうて、ほとんど皆さんが御存じのとおり、十分清掃ができないような状況じゃあつとたいね。そういう中でも、早めに、3年待つとるところもあつとやけん、そがんやつて言うてこらすとこもあつとやけんが、その辺な十分配慮しながら、大抵待たせても2年ぐらいまで、待たすのは3年ぐらいはきつかばい。その辺な、ぜひ町長、

3年な待たせんごと、2年ならよかばってん、3年なというごたつ地区もあるわけですから、その辺な幾らか考慮しながら、いろんな状況があると思います。それはほんなごてせんでよかごたつともあつかも分かりません。でも、言うてきた以上はそれなりの、こういう状況やけん、対応なつとんするような状況はぜひ作ってください。せつかく太良町が一番住みやすかとおって町長自体も言いよつとやけん、住みやすうしてくださいよ。よろしく願ひします。

○町長（永淵孝幸君）

分かりました。

何かには石の上にも3年とという話がありますけれども、3年待つのは大変でしょうから、そういったことがないように担当課とも協議をして、できるだけ早くというようなことを心がけたいと思います。

以上です。

○6番（待永るい子君）

16ページの障害者の自立支援についてお伺いをします。

この居宅生活と、それから施設訓練のそれぞれの支援の内容をまずお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

障害者自立支援の1,276万円の分のサービスの内容ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

障害者の分の日常生活を送れるようなサービスの提供、給付の分なんですけれども、それぞれサービスの内容は障害の内容によって違うので、明確に今はお答えすることができません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、現在何名の方が利用されているのか分かりますか。お願いします。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

何名ではの、サービスの分の利用件数は今現在把握しているところがありまして、今年度の見込みが当初予算では1,512件であったものが、サービスを受ける利用者が増加したわけではなくて、そのサービスの件数が約60件ほどの増加が見込まれている分の補正であります。

以上です。

○6番（待永るい子君）

サービスの内容が変わったということなんですかね。よく分からないんですけど、これは障害者の方が自立していくための支援だから、とても重要なことだと思うんですよね。だか

ら、この説明では何か数の増加の根拠ということで増やすというような説明があったと思いますので、根拠を聞いたかったですけど、どんどん増えることはすごくいいことだと思います。自分が自立して生活ができるようになるためのお手伝いを町がしているということですから。だから、この辺をもうちょっと内容をしっかり、後で聞きに行きますので、よろしくお願いします。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

サービスを受ける方の人数が変更したわけではないと先ほどお答えしまして、1人当たりのサービスを受ける内容がそれぞれ充実した内容の分を多く受けられているということでもあります。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

17ページの児童福祉費の児童手当について伺いたいと思います。

これにつきましては、町長説明によりますと、児童手当制度の改正に伴い増額するもので、主な改正内容につきましては高校生年代の支給期間の延長と、第3子以降については3万円に増額されるということになっております。この中身を見ますと、国、県の支出金については967万6,000円あるんですけども、減額が一般財源等で249万6,000円減額ということになってます。この減額された理由について、それで合わせて718万円ということになってますけれども、差引きして。この減額された理由についてお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

国と県と市町村のほうの負担が、今回の児童手当の改正で国の負担のほうが増額になりまして、県と市町村の負担が減額した分によるものの金額です。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

そしたら、町が負担する部分が少なくなったということによろしいのかということと、このバランスですたいね。249万6,000円と967万6,000円のバランスはどうやって決めておられたのか伺いたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

まず、国の負担分につきまして、変更前が3歳未満児が負担が45分の37、3歳以降が3分の2の負担の分に関しまして、変更後が3歳未満児の被用者の分があるんですけども、10分の10、3歳未満と3歳未満の被扶養者分として15分の7、3歳以降として9分の7ということです。

あと、県と市町村の負担の分なんですけれども、改正前は県と町の負担の分が3分の1であった分に関して、今回の改正で3歳未満の分が被扶養者の分が県と町と合わせて15分の2、3歳以降の分に関して地方の負担の分が9分の2になっている分の金額の増減の分です。

○7番（竹下泰信君）

よく分かりませんが、後ほど詳しく説明をお願いしたいと思います。要するに、どういう。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

今回の改正の分に関しては、国の負担が大きくなりまして、県と町の負担のほうが少なくなった分だということです。

以上です。（「それは分かっとばってん」と呼ぶ者あり）よろしくお願いします。

○7番（竹下泰信君）

じゃ、その理由はということですかね。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

こども家庭庁の説明によりますと、次世代を担う子供の育成に関することを目的としておりまして、少子化対策の一環だと思います。

以上です。

○6番（待永るい子君）

26ページの学校給食についてお伺いをします。

この通信運搬費と手数料の内容をお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

まず、通信運搬費ですけれども、センターの事務室の栄養教諭用の端末の改修によるものであります。

それと、手数料につきましては、同じく栄養教諭の端末の改修による、ルーターとかの設定費用の費用でございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

その変更された内容はということですかね。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

今年度、端末の更新によるその設定作業が必要になったためでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

端末の変更というのは、それは県とか、そういうところから来て合わせるとか、そういうこ

となのか。何のためにその端末を合わせなくちゃいけなかったのか、そこはどんなふうに理解すればいいんでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

議員御案内のとおり、県の仕様の変更によるのでございます。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

23ページの消防費について伺いますけれども、273万6,000円一般財源から補正をされておりますけれども、この補正額については前年度から値上げされた分なのか、それとも暫定的に支払っていたものの、補正前の金額に補正額を足して従来金額になるのか、その辺について伺いたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

杵藤地区広域市町村圏組合の負担金につきましては、当初予算で見込みでの計上で負担金の予算を計上させていただいたところでございますけれども、今回太良町分につきまして地方交付税単位費用の確定補正と高速道路救急特別交付税の補正が確定いたしましたので、その分が杵藤地区広域市町村圏組合から報告がありました。その点について負担金の変更があったということでの補正でございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

そしたら、年度当初の金額が1億5,395万8,000円ということよろしいんですかね。

○総務課長（津岡徳康君）

お見込みのとおりでございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第72号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第7号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第73号

○議長（江口孝二君）

日程第7．議案第73号 令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

国保の7ページですけれども、見込額が上がってまして、一般被保険者の療養給付費の負担金、それと一般被保険者の高額療養費の負担金ということで、それぞれ3,000万円と1,000万円が上がってます。これにつきましては、今後の所要見込額ということで計上されておりますけれども、この今後の所要見込額の算出基礎について伺いたいと思います、それぞれ。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

まず、一般被保険者医療給付費負担金3,000万円につきましては、主な内容として太良町国民健康保険の被保険者であられる方が医療機関等を通じて病院、医療機関等に診察された負担金を計上いたしているところでございます。簡単に申し上げますと、医療機関等を受診された際の窓口負担3割分が本人負担でございます。この3,000万円の内容につきましては、7割相当額の予算を計上いたしているところでございます。また、一般被保険者高額療養費負担金1,000万円につきましても、内容として1か月の医療費の自己負担額が一定の限度額を超えるか、または1年間の外来の自己負担額が年間限度額を超えた場合に限度額を超えた分を支給するものでございます。

したがって、この積算根拠につきましては3,000万円の療養給付費負担金、これは7割相当額なんですけど、毎年7割負担で一月に6,200万円程度の負担を国保連合会を通じて各医療機関のほうに支払いをしているのが事実でございます。ここの推移を見ていると、今年度におきましては、6,200万円の7割相当額が6,900万円ほどの推移となっております。したがって、積算根拠としては、先ほど申し上げました医療費等の増額の分がここに反映されておりますので、この分が積算根拠となつてるところでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

3,000万円については7割負担の分ということですが、1,000万円についてはこれほどということですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど、自己負担額を超えた分の額をお支払いすると申し上げました。医療機関等を受診された方が、仮に20万円の医療費の金額を納めになられましたという仮定で申し上げますと、一番最低の住民税の非課税世帯で3万5,400円の一月分の上限額の窓口負担が発生すると設定をいたします。20万円が医療費がかかった分で、その残りの14万円程度が高額医療に合致いたしますので、その分の経費をこの1,000万円の負担金のほうに計上いたしているところでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

当初予算の1億3,500万円よりも負担が多くなるという見込額が1,000万円ということになっているというふうに合わせて1億4,500万円になっているということですが、要するにこの1,000万円の根拠ですよ。1,000万円、何で増やしたのか。1億3,500万円から1億4,500万円に増やした理由を明確にお願いしたいと思いますけど。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

少し私のほうの説明が分かりづらかった部分もありますけど、これは高額負担金と3,000万円の療養給付費は担当課としては連動しているかというふうに考えております。なぜならば、近年、令和6年度の医療費をベースに予算計上を行っているところでございますけど、太良町におきましては平成27年度より国保データベースシステムというのを導入いたしております。これは、統計上の資料を基に各太良町内の町民の方の疾病あるいはレセプト件数、医療費、その他もろもろのデータが蓄積されております。この内容を基に、先ほど言いました療養給付費の負担金3,000万円と、それに伴い高額療養費の負担金1,000万円、これが連動しているんですけど、それを分析という形がよく分かりません、要因としてはですよ。令和4年、令和5年度でベースごとに申し上げますと、疾患別で言いますと、医療費のほうで第1位が今、鬱病なんですよ。太良町におきましては鬱病。第2位が慢性腎臓病、これは透析ですね。第3位が統合失調症なんですよ。その他もろもろ上位はほとんど令和4年度、令和5年度は推移としては変わらないんですけど、令和4年度と令和5年度を比較いたしましたところ、一番顕著にこの医療費と高額療養費の負担金が顕著に現れてるのが、令和4年度はランキング36位が令和5年度ではランキング12位、これが脳出血ですね。この医療費の脳出血が上がってるんですよ。大体、脳出血が令和4年度で270万円程度の医療費だったんですけど、これが令和5年度になればもう1,800万円強になってるんですよ。約6.7倍

ですね。それと、脳梗塞ですね。脳梗塞が令和4年度だったら32位で340万円程度の医療費だったんですけど、令和5年度になれば脳梗塞が1,446万3,000円と、これも約4.2倍程度の金額が上がっております。

したがいまして、担当課といたしましては、先ほど、これは一概には言えませんが、療養費の負担金の3,000万円と高額療養費は連動いたしますので、この分の医療費が高くなった要因でこの額が上がったというふうに見てんですけど、なかなかまだ6年度の途中ですので何とも言えない状況でございますので、これは今後の6年度の事業終了後にはきちんとした検証ができると思いますけど、一応担当課としてはそのような原因で療養費と高額療養負担金を連動いたしているところで今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

1億3,500万円を今どれぐらい使っているからこれぐらい足りないようになる見込みがあると、そういうことからこれだけ増やしましたよって、例えばそういう説明をしてもらったほうが分かりやすいかなと思ってますけど、そういうことではないわけですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この療養給付費負担金と、あと高額負担金につきましては、この当初の予算ベースにつきましては、積算根拠は県のほうの予算ベースがございまして、その仮係数を基に予算を計上いたしているところなんですけど、先ほど申し上げましたとおり、医療費の推移としては右肩上がりもあれば下降という部分もありますけど、なかなか予算はあくまで予算なんですけど、途中、例えば透析あたりの患者さんがぼっと増えてたりしたらもう医療費が上がりますので、その分も高額療養費の負担金も増えてきますので、一概には言えないんですけど、そのような状況でございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今の竹下議員の質問に関連ですけれども、これは国保じゃないかもしれないんですが、今おっしゃられた疾病、脳出血とか脳梗塞への支払い額がかなり増えているということで説明があったんですが、こういったことに関しての、これは連動して予防費とかも多分上がってくるような形も予定として挙げられたりはしているのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この予算につきましては、特別会計でございますので、予防費につきましては一般会計ですので一概には言えないんですけど、予防のほうは字で読んでごとき予防ですので、あくまでも医療機関にかからない施策を行う部分でございますので、それはそれとして、今回は国

保の特別会計ですので、予防と、あと医療ですね。国保の被保険者のほうは全然無関係じゃないということはあるんですけど、ある程度は予防のほうとこの特会も連動しているというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

町民さんの健康に関する、命に関することでもありますし、こういったデータがあるということですので、ぜひそういったものをしっかり生かしながら事業のほうに反映させていただければと思って、確認をしたところでした。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第73号 令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第74号

○議長（江口孝二君）

日程第8．議案第74号 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第74号 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第75号

○議長（江口孝二君）

日程第9. 議案第75号 令和6年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第75号 令和6年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第76号

○議長（江口孝二君）

日程第10. 議案第76号 令和6年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（大鋸美里君）

5ページの公衆衛生活動収益についてお尋ねをします。

コロナワクチンの収入というところもあると思うんですが、今回定期接種になったということで、前回の特例接種と比較しての収入の変化とか、そういうのはあると思うんですが、どのくらいあるかを教えてください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

昨年までと違って今年から定期になってますけど、収入金額じゃなくて人数ベースで言いますと、昨年が太良病院のほうで780名程度、今年度はまだ140名程度の接種になってます。

以上です。

○1 番（大鋸美里君）

特例接種の期間中にその接種の人数が上がれば報酬がたくさん得られるような、そういう仕組みがあったのかどうか。一般診療所では結構、そうやって50人接種したら追加で点数があったりとかというのがあったと思うんですが、その辺について教えていただければと。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

最初の特例のときはそういった加算の部分はありませんでした。

以上です。

○1 番（大鋸美里君）

その加算で結構収益が上がっている病院もあったというふうに聞きますが、太良病院のほうではその辺はどうだったかは。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

申し訳ないんですが、その金額までは今データを持っていませんが、1件当たり幾らとか、1日50人以上接種すれば幾らとか、そういった定額で決まっておりましたので、それに伴った収入は大分上がっていたのはあります。

以上です。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第76号 令和6年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 閉会中の付託事件について

○議長（江口孝二君）

日程第11. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨、申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきましては、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

今期定例会は、12月6日開会以来、本日まで8日間にわたり町政当面の諸議案を審議してまいりました。本日で閉会になり、特に緊急事案がない限り、令和6年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

今年一年を振り返ってみますと、新年早々に震度7の能登半島地震が発生し、その生活再建を目指す中で、9月に記録的な豪雨という悲劇が重なりました。命の危険を感じるような夏場の猛暑や局地的豪雨などの異常気象、そしていつどこで発生するか分からない地震という複合的な脅威に対して、常日頃から防災意識をさらに高める必要があると感じます。

政治では、国内で石破内閣の発足、海外ではアメリカのトランプ氏が大統領返り咲きを決めるなど大きな動きがありました。全国的な少子・高齢化の中ではありますが、地方創生の推進を旗印に掲げる新内閣の今後の動きに注目して、本町の特性に合った地域振興を期待します。

この夏開催されたパリオリンピック・パラリンピックでは、日替わりで新しいヒーローが誕生する展開に胸を熱くしました。また、大リーグでは大谷翔平選手が前人未到の記録を打ち立ててチームを世界一に導き、3度目のMVPを受賞しました。

本町における今年のメインイベントは、SAGA2024国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会でありました。熱戦を繰り広げた選手の奮闘はもちろん、観客の応援、大会関係者の御尽力、ボランティアの皆さんのおもてなしの心、地域の盛り上がりが一つとなり、盛会のうちに終えることができたと感じています。

最後になりますが、町長をはじめ町執行部の皆様には職員の英知を結集し、地域住民の声に耳を傾けながら各種業務に精励されていることに対し、改めて感謝申し上げます。議員各位におかれましても、町民の代表として本町の発展と町民福祉の向上のため御尽力を賜り、心から御礼申し上げます。

どうか皆様方にはくれぐれも健康に十分留意され、健やかな新年を迎えられますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして令和6年第5回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。

午前11時4分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 森 田 政 則

署名議員 峰 正 雄

署名議員 山 口 一 生